

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

可視化川柳大賞応募作に見る、 市民の目から見た「取調べ」と「可視化」

1 可視化川柳大賞

大阪弁護士会取調べの可視化実現大阪本部では、取調べのことやえん罪のこと、そして、取調べの可視化のことを市民の皆さんに広く考えていただくきっかけとして、取調べや可視化をテーマにした川柳を募集した。これに応じて、何と1388句（応募者総数363名）に及ぶ多数のご応募をいただいた。

その中から、佳作（3作）、優秀賞（2作）そして大賞（1作）が選ばれ、平成25年2月9日にその発表・表彰が行われたことは、2月号に既報のとおりである。

しかし、惜しくも選に漏れた応募作の中には、まだまだ力作が多数あり、それらを見ると、市民の皆さんが、取調べや可視化のことをどのように考えているかが垣間見えてくる。（なお、応募全作品については、大阪弁護士会ホームページ上で公開中）。

2 カツ丼が 並から上になる可視化

まず、応募作の中には、取調べに対する市民の皆さんの「イメージ」が伺える作品が多数寄せられていた。

その中でも、一番多かったのは「カツ丼」ネタ！表題作以外にも、

カツ丼で 強要しては いけません
取り調べ 昔カツ丼 今菓子か
取り調べ カツ丼よりも録音を

などなど、数え上げたらきりがなほどの「カツ丼」川柳が寄せられた。

無論、実際の取調べではドラマやコントに出てくるように、取調べの最中に「カツ丼」が出てくるとは（少なくとも現在では）ないであろう。被疑者勾留中、三食は基本支給される（場合によって、支給される所謂「監弁」以外に、自費で弁当を頼むことも可能）。もし、否認している被疑者に対して、「まあ、カツ丼でも食べや」なんて刑事が言って、被疑者にカツ丼を奢るようなことがあれば、任意性に疑いが生じることになるであろう。

結局、可視化されると、

視覚化で カツ丼無いと 知る市民

となる。

3 振り上げた 拳で机 そっと撫で

上記は、優秀賞受賞作であるが、それ以外にも、同様の視点の作品がいくつか寄せられていた。たとえば…

叩かれず ホットしている 机達
可視化にて 机も椅子も 長持ちし

やはり、市民の皆さん（特に大阪の??）にも、取調べで取調官が机を叩いて被疑者を恫喝するシーンのイメージが定着しているのであろう。先ほどの「カツ丼」は、実際の取調べではないが、こちらの「机を叩く」は、実際に今でも行われている。無論、このように被疑者を恫喝して行う取調べが違法・不当であることは明らかである。

このように、今回の川柳大賞の応募作を見ると、市民の皆さんが、取調べの実情をよく把握されていることが分かる。すなわち、市民の皆さんにも、可視化の必要性は十分に理解されている。

可視化する!? あほか! はよ吐け! 言い納め
可視(歌詞)も無く 唄え、唄え、と 担当が

4 被疑者より 刑事そわそわ する可視化

しかし一方、可視化して本当に大丈夫? という不安を感じておられる句もあった。

表記の句などは、可視化したら、刑事さんが落ちて取り調べできなくなるのではないかとの不安を端的に表現していると思われる。これ以外にも

可視化して 正義が勝つか 悪勝つか
可視化され ホテルハマナーの 研修に
可視化でも 事件追求 緩めずに

などもあった。一般的な感覚として、えん罪を防ぐためには可視化が必要であることは理解されているが、その一方で、取調べがこれまでどおりできなくなり、ひいては真犯人を追及できなくなるのではないかとの漠然とした不安もまた、市民の皆さんは感じておられるのであろう。やはり、たとえ録画・録音している取調べにおいても、事実の探求は十分に行われうること、また、可視化が捜査官にとっても有用な制度であることを、より市民にアピールしていく必要性は高い。市民の皆さんが、

無理強いが ないなら全て 見せましょう
そやないで 可視化は皆の 為に有る

と思ってもらえるように。

5 一部では 駄目よ検事のゴマ可視化

中には、上記のように、一部録画の問題点を指摘する句もあった（その他にも「一部だけ そんな可視化は よけ怖い」など）。取調べの全過程でなく、その一部を録画することの問題点は、市民の皆さんにも伝わっているものと思われる。今後、現在警察・検察の取調べで行われている録画試行がどのような展開を見せるかは判然とはしないが、引き続き、全過程録画を求めていくこと、そして、一部録画の問題点を広く市民にも伝えていく努力が必要である。

6 最後に ～可視化して 防げ 罪なき人の 罪

可視化の制度化について議論してきた法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」は、審議の結果、一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務づける案（対象事件については「裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的な検討を行い、その結果を踏まえ、更に部会でその範囲の在り方について検討を加える」とされている）と、録音・録画の範囲を取調官の一定の裁量に委ねるとする案が基本構想とされた。今後の法制化を見据え、全事件・全過程の録画・録音の実現に向けて、市民へのアピールを含めて、強く働きかけていかなければならない。今回の可視化川柳応募作を見て、そのアピールがこれからも必要であることを、強く感じた。そして、その基本は、大賞に選ばれた表記作品が端的に示しているとおりに、えん罪を防ぐことにある。